

○桐生市教育委員会共催等に関する要綱

平成24年7月19日
施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育委員会が共催、後援及び協賛(以下「共催等」という。)することに関し必要な事項を定めるものとする。

(共催等の名義)

第2条 共催等の名義は、桐生市教育委員会とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 教育及び芸術文化の講演会、各種大会、展覧会及び催物をいう。
- (2) 共催 事業の企画又は運営に参加し、当該主催者と共同して責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催に当たって名義の使用をもって支援することをいう。
- (4) 協賛 事業の趣旨に賛同し、その開催について協力することをいう。

(団体の範囲)

第4条 教育委員会が共催等を承認する事業を行う団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる機関
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体(宗教法人及び宗教団体並びに政治団体を除く。)
- (3) 芸術文化等の振興又は市の活性化に大きく寄与すると考えられる事業を実施する市内の団体
- (4) その他教育委員会が特に認めた団体

(承認の基準)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれにも該当すると認めるとときは、共催等の承認ができるものとする。

- (1) 当該事業の目的、規模、対象者等を総合的に判断して教育施策の推進に寄与すると認められること。
- (2) 当該事業が市の区域で開催され、広く市民を対象としたものであること。
- (3) 当該事業が公序良俗に反しないことその他社会的非難を受けるおそれのないこと。
- (4) 当該事業が政治的又は宗教的な目的を有しないこと。
- (5) 当該事業が営利を目的としないこと。
- (6) 団体の存在が明確であり、事業遂行能力が十分であると認められること。
- (7) 当該事業の開催場所が公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置が

講じられていること。

- (8) 当該事業が集客及び売名を目的としているおそれのないこと。
- (9) 当該事業の公共性が高く、教育委員会が共催等をする意義があると認められるものであること。

(共催)

第6条 教育委員会は、第4条に掲げる団体が行う教育事業で、教育活動の振興のため責任の一部を負担することを認め、次の各号のいずれかに該当する場合に、これを共催することができる。

- (1) 教育委員会が当該事業の企画、運営に参加している事業
 - (2) 市又は教育委員会が経費(補助金等を含む。)の一部又は全部を負担している事業
- 2 前項各号に掲げる事業に準ずるもの及びそれ以外の事業で、教育委員会が特に適当であると認める事業については、共催することができる。

(後援及び協賛)

第7条 教育委員会は、第4条に掲げる団体が行う教育事業で、教育活動の振興のため援助することを認め、次の各号のいずれかに該当する場合に後援及び協賛することができる。

- (1) 市又は教育委員会が指導、育成している団体が実施する事業
 - (2) 国又は群馬県教育委員会で後援した事業
- 2 前項各号に掲げる事業に準ずるもの及びそれ以外の事業で、教育委員会が特に適当であると認める事業については、後援及び協賛することができる。

(共催等を行わない事業)

第8条 次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、共催等は行わない。

- (1) 専ら営利を目的とする事業及び営利事業を援助する事業
- (2) 特定の政党の利害に関する事業及び特定の政治活動に関する事業
- (3) 特定の宗教を支持する事業及び特定の宗教活動に関する事業
- (4) その他教育委員会において共催等を行うことが不適当と認められる事業

(申請手続)

第9条 共催等の申請をする団体の代表者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる資料を添付し、事業実施日の1か月前までに桐生市教育委員会共催等申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約及び組織に関する資料。ただし、既に教育委員会において当該関係資料が提出されている場合又は社会通念上明らかなものについては必要としない。
- (2) 申請事業に関わる計画書及びその他事業実施に伴う必要な資料
(承認通知等)

第10条 教育長は、共催等の申請があったときは、可否を決定し、申請者に対して2

週間以内に桐生市教育委員会共催等承認通知書(様式第2号)又は桐生市教育委員会共催等不承認通知書(様式第3号)を交付する。

- 2 申請者は、桐生市教育委員会共催等承認通知書の交付を受けるまでは、いかなる文書にも教育委員会の名義を記載してはならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(承認の条件)

第11条 教育長は、共催等について承認するときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、6か月を限度とすること。ただし、引き続き申請のある場合又は事業の性格上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 承認後において事業計画に変更があった場合は、直ちに桐生市教育委員会共催等事業変更届(様式第4号)を提出すること。
- (3) 事業終了後、速やかに桐生市教育委員会共催等事業結果報告書(様式第5号)を提出すること。

(承認の取消し)

第12条 教育長は、共催等の承認後において、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合には、その承認を取り消し、桐生市教育委員会共催等取消通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

- (1) 事業の計画変更等のため、共催等が適当でないと認めたとき。
- (2) 事業が申請内容と異なることが判明した場合又は承認条件若しくは関係法令に違反した場合で、共催等が適当でないと認めたとき。

- 2 前項第2号に掲げる理由により取消しを受けた団体の事業は、以降共催等は行わないものとする。

(教育委員会の免責)

第13条 共催等の承認及び取消しによって生じる損害については、教育委員会は、一切の責任を負わない。

(事務主管課等)

第14条 共催等の承認に係る事務は、当該事業の内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月19日より施行する。

附 則(平成25年11月1日)

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月28日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月28日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、必要に応じ補正して使用することができる。

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

(宛先)桐生市教育委員会教育長

団体名

代表者氏名

桐生市教育委員会共催等申請書

下記のとおり事業を実施いたしますので、貴会の共催等について申請いたします。

1 事 業 名			
2 共 催 等 の 種 類	共 催 ・ 後 援 ・ 協 賛 (希望する内容を○で囲んでください。)		
3 主 催 団 体 名			
4 代 表 者	氏 名	住 所	電話・FAX 番 号
5 実 施 日 時			
6 会 場			

※の欄は記入しないで下さい。

措 置	※	指 示 事 項	※
-----	---	---------	---

7 趣 旨			
8 事業の内容 日程等			
9 参加資格 および人数			
10 入場料徴収の 有無	有 無	¥	
11 後援団体等			
12 予 算	收 入	支 出	
	項 目	金 額	項 目
	計		計
13 要望その他 参考事項			
14 連絡先	氏 名	住 所	電話・FAX 番号

◇ 団体の規約及び組織に関する資料、並びに開催要項等、本事業の関係印刷物等を添付してください。

様式第2号(第10条関係)

桐生市教育委員会共催等承認通知書

年　月　日

様

桐生市教育委員会教育長　印
(担当課　　)

年　月　日付の共催等申請については、下記のとおり承認いたします。

事業名	
共催等の種類	共 催 ・ 後 援 ・ 協 賛 (希望する内容を○で囲んでください。)
開催日時	
開催場所	
承認機関名	桐生市教育委員会
承認条件	(1) 承認後において、事業計画に変更があった場合は、直ちに事業変更届を提出してください。 (2) 事業終了後、すみやかに事業結果報告書を提出してください。 (3) 貴団体に起因する種々の支障が生じた場合は、責任をもって処理してください。

様式第3号(第10条関係)

桐生市教育委員会共催等不承認通知書

年　月　日

様

桐生市教育委員会教育長　印

(担当課　　)

年　月　日付の共催等申請については、下記のとおり不承認といたします。

事　業　名	
共　催　等　の　種　類	後　援　・　共　催　・　協　賛 (希望する内容を○で囲んでください。)
開　催　日　時	
開　催　場　所	
不　承　認　の　理　由	

※ 貴団体のますますのご進展、ご活躍をご祈念申しあげます。

様式第4号(第11条関係)

事業変更届

年　月　日

(宛先) 桐生市教育委員会教育長

団体名

代表者氏名

(電話)

下記の事業について、変更が生じたので届け出ます。

事　業　名	
共催等の種類	共 催 ・ 後 援 ・ 協 賛 (希望する内容を○で囲んでください。)
変　更　事　項	変更項目 変更前 変更後
そ　の　他	

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

(宛先)桐生市教育委員会教育長

団体名

代表者氏名

(電話)

事業結果報告書

先に実施いたしました事業の結果を下記のとおり報告いたします。

1 事業名	
2 実施日時	
3 会場	
4 後援団体等	
5 参加人数	

6 成 果 効 果 結 果 等				
	收 入		支 出	
	項 目	金 額	項 目	金 額
7 決 算				
	計		計	

◇関係印刷物等、資料がありましたら添付してください。

様式第6号(第12条関係)

桐生市教育委員会共催等取消通知書

年　　月　　日

様

桐生市教育委員会教育長　印

(担当課　　)

年　　月　　日付で承認した共催等について、下記のとおり取り消したので通知します。

事業名	
共催等の種類	共 催 ・ 後 援 ・ 協 賛 (希望する内容を○で囲んでください。)
開催日時	
開催場所	
取消理由	

様式第1号(第9条関係)
様式第2号(第10条関係)
様式第3号(第10条関係)
様式第4号(第11条関係)
様式第5号(第11条関係)
様式第6号(第12条関係)